

☆介護保険料の減免手続きについて【失業】

【減免の対象】

以下の要件(ア・イ)を両方満たしている方

- ア 生計維持者について、①事業の休廃止、②事業における著しい損失、③失業があった。
- イ アによる減少後の収入が減少前の2分の1以下である。(「減少前の収入」は減少前3か月程度の期間における平均収入額で判断します。)

なお、上記の③失業とは、本人の意思に反して解雇された場合(非自発的失業※)とし、『定年、契約期間満了、早期退職優遇制度、希望退職、退職勧奨による失業』の場合を除きます。

※雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄コードが【11,12,21,22,23,31,32,33,34】である、または解雇通知書等の「非自発的失業であることがわかる書類」をお持ちの方。

【減免する保険料額・期間】

- ・ 最大一年間、保険料の5割を減免します。

【申請に必要な書類】(提出前にご確認ください)

- 1 介護保険料減免申請書(様式)
- 2 収入申告書(様式)
- 3 調査の同意書(様式)
- 4 現在の収入がわかる書類すべてのコピー(年金源泉徴収票、年金支払通知等)
- 5 ◆雇用保険受給資格者証のコピーまたは解雇通知書等(③の場合)
◆事業の休廃止、著しい損失の金額についてわかる書類(①、②の場合)
- 6 失業前の収入がわかる書類のコピー(失業前の給与明細書、源泉徴収票など)

なお、4~6のコピーは提出の際あらかじめご準備ください(窓口ではコピー不可)

【申請後の流れ】

- ・ 介護保険課で受付後、審査を行います。(2週間程度)
- ・ 毎月の保険料納付期限の10日前まで(毎月20日ごろ)の申請であれば同月から、それ以降であれば翌月から減免が適用されます。
- ・ 審査の結果、要件に達していないと判断した場合は、減免できません。

【問い合わせ・提出先】

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市 福祉部 介護保険課
TEL:072-620-1639
Mail:kaigohoken@city.ibaraki.lg.jp

「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードと内容

離職者区分	離職理由 コード	離職理由例
特定 受給 資格 者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
	22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定 理由 離職 者	23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

※離職理由等の詳細については、ハローワーク（公共職業安定所）へお尋ねください